

○輕罪裁判所○重罪裁判所管轄區畫廢止

以上函館控訴裁判所管内

名古屋 岐阜 岡崎 安津山 山田 高山

以上名古屋控訴裁判所管内

仙臺 磐井 福島 米澤 若松 山形 盛岡 白川 平 大曲 秋田 酒田

以上宮城控訴裁判所管内

廣島 尾道 山口 濱田 松江 米子 鳥取 西郷

以上廣島控訴裁判所管内

○治罪裁判所檢事 (十四年第七十一號布告)

治安裁判所に於て輕罪裁判所を開く時ハ當分の内其所在の地警部をして檢事の職務を代理せしむ

○輕罪裁判所 (十四年第七十七號布告)

本年(十月)第五十四號を以て輕罪よして豫密を要せざるもの限り治安裁判所不於て輕罪裁判所を置くを得べし旨布告候處當分の内相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江嚴原天草大島大曲八戸の各治安裁判所不於て輕罪裁判所を開き總ての輕罪を裁判することを得べし

但本文の場合不於て訟廷内治罪の手續等ハ本年五十四號布告の但書の通たるべし

○重罪裁判所管轄區畫廢止 (十六年第二十三號布告)

明治十四年十二月第七十八號布告を廢し自今重罪裁判所の管轄ハ各々始審裁判所管内を以て一區劃と定め各々其地名を冒し某重罪裁判所と名稱す

○重罪裁判所管轄區畫廢止 (十六年第二十三號布告)

但し沖繩縣札幌縣根室縣の地方ハ從前の通りたるべし

始審裁判所不於て重罪裁判所を開く時ハ當分の内始審裁判所長を以て其裁判長と爲す事を得但し沖繩縣札幌縣根室縣の儀ハ從前の通りたるべし(十六年第二十三號布告)

自今札幌根室始審裁判所に於て重罪裁判所を開く但治罪の手續ハ當分の内便宜取計ふべし(十八年第二十三號布告)

○違警罪即決例 (十八年第二十壹號布告)

第一條 警察署長及び分署長又ハ其代理たる官吏ハ其管轄地内不於て犯したる違警罪を即決すべし但私訴ハ此限不在らし

第二條 即決ハ裁判の正式を用ひず被告人の陳述を聽き證據を取調べ直ちハ其言渡を爲すべし

又被告人を呼出すことなく若クハ呼出したリ雖も出廷せざる時ハ直ちハ其言渡書を本人又ハ其住所送達することを得

第三條 即決の言渡不對してハ違警罪裁判所正式の裁判を請求することを得但正式の裁判を経すて直ちハ上訴を爲すことを得す

第四條 即決の言渡書ハ被告人の氏各年齢身分職業住所犯罪の場所年月日時罪名刑名及び正式の裁判を請求することを得べき期限並ハ其言渡を爲したる警察署年月日警察官の氏名を記載すべし

第五條 正式の裁判を請求する者ハ即決の言渡を爲したる警察署又申立書を差出すハ但其期限治罪法参考俗解○重罪裁判所管轄區畫廢止○違警罪即決例

九

八

限ハ第二條第一項の場合よ於てハ言渡ありたるより三日内第二項の場合よ於てハ言渡書の送達ありたるより五日内とす

第六條 警察署よ於て前條の申立を受けたる時ハ二十四時内に訴訟ハ關する一切の書類を違警罪裁判所檢察官よ送致すべし

第七條 第五條ホ定めたる期限内ハ正式の裁判を請求せざる時ハ即決の言渡を以て確定のものトす

第八條 科料拘留の言渡を爲したる時必要と認むる場合よ於てハ後の數條ホ定めたる處分を爲すことを得

第九條 科料の言渡を爲したる時ハ其金額を假納せしむべし若し納めざる者ハ一圓を一日ホ折算して之を留置す其一圓に滿ざる者と雖も仍ほ一日ホ計算す

第十條 拘留の言渡を爲したる時ハ一日を一圓に折算し其刑期ハ相當の金額を保證として差出さしむべし若し差出さざる者ハ第五條ホ定めたる期限内之を留置す但刑期五日内なる時ハ其日數よ過ぐることを得ず

第十一條 保證金を差出したる者ハ刑の言渡確定したる後直ちよ出廷して其執行を受くべし若し出廷せざる時ハ保證金を没入して本刑よ換ふ

第十二條 留置したる者正式の裁判を請求し因て呼出狀の送達ありたる時ハ直ちよ留置を解くべし

第十三條 留置の日數ハ一日を一圓ホ折して科料の金額ホ算入し又ハ拘留の刑期ホ算入すべし

○違警罪費用徴收(十八年司法省丙第十號達)

明治十五年三月當省丙第十號を以て違警罪裁判言渡書の謄本又ハ其抜書を下付す可き費用よ當分徴收す可からざる旨相達置候處本年九月第三十壹號を以て違警罪即決例公布相成候不付て自今該裁判の正式よ係るものハ該費用を徴收し其即決よ係るものハ従前の通り取計ふべし

○治安裁判所及ビ始審裁判所の權限(十四年第八十三號布告)

第一條 治安裁判所の訴訟事件を勸解す但諸官廳よ對する事柄及ビ商事よ係り急速を要する事件ハ勸解するの限よ在らず

第二條 治安裁判所の請求の金額及ビ價額百圓未滿の訴訟よ付始審の裁判を得ず

第三條 始審裁判所の人事其他金額ホ見積るべからざるものを裁判する事を得ず

第四條 始審裁判所の請求の金額及ビ價額百圓以上並ホ第三條に掲げたる治安裁判所權外の訴訟ホ付始審裁判を爲す

第五條 始審裁判所の其管轄地内の治安裁判所に始審の裁判よ對する控訴よ付終審の裁判を爲す但控訴の手續ハ明治十年第十九號布告控訴手續照準すべし

○商船内犯罪取扱規則(十四年第六十五號布告)
第一條 何人たりとも商船内よ於て重罪輕罪ある事を認知し又ハ重罪輕罪よ因り損害を受けたる者ハ船長ホ告訴告發を爲すことを得

第一條 船長告訴告發を受けたる時又ハ重罪輕罪の現行犯ある事を知りたる時ハ其事件ホ付假不訊問檢證の處分を奪し且證據及ビ事實參考と爲るべき事物を取集め調書を作るべし但調書治罪法參考俗解○違警罪費用徴收○治安裁判所及始審裁判所の權限 一一

○商船内犯罪取扱規則○陪席判事○補充判事○准現行犯○檢察官起訴 一一一
を作る事能はざる時ハ第三條に記載したる官吏に其申立と爲すべし前項の場合に於てハ立合
八二名以上ある事を要す

第三條 船長ハ證據及び事實參考と爲るべき事物を取纏め被告人と共に該船碇泊又ハ着港の
地の檢事又ハ司法警察官に引渡すべし若し外國の港埠に着したる時ハ其地駐劄の領事よ之を
引渡すべし

○陪席判事 (治罪法第七十三條参考) (十四年第四十六號布告)

治罪法第七十三條第二項ハ陪席判事四名と有之候へども當分の内二名と相定候事

○補充判事 (全上)
治罪法第七十三條末文陪席判事第七十九條第二項補充判事の當其分其裁判所又ハ院長の臨時指
定する所不任候條此旨布告候事

○准現行犯 (全上)

治罪法第一百條ハ准現行犯の場合列記有之候處其舉動犯人と思料すべき者ある時ハ當分の内
現行犯に準へ處分する事を得

○檢察官起訴 (十四年第五十九號布告)

刑法治罪法實施の儀布告候に付てハ當分の内輕罪より檢察官に於て豫審を要せすと見込む
のハ限り始審裁判所々在の地を除くの外治安裁判所不於て輕罪裁判所を開き其裁判を爲す事
得べし此旨布告候事

但本文の場合に於て訟廷内治罪の手續ハ檢官可取計且其手續上は付てハ上訴を許さず

○家宅搜索 (十四年第四十六號布告)

治罪法第三百三十條第三項ハ家宅搜索に制限有之候へども芝居人寄席飲食店湯屋遊船宿待合茶
屋の類ハ日出前日没後と雖も其營業を爲す時間又旅籠屋貸座敷ハ日出前日没後と拘りらず搜索
致之苦しからず

○令狀 (全上) 并司法省丙第二十號達

治罪法第二百五條第一項但書ハ司法警察官 令狀を發するを得ざる旨記載有之候ども當分の
内現行犯の場合に限り令狀を發し苦しからず

○勾引狀 (十四年第五十九號布告)

新法實施後ハ既決囚の逃走したる者よ對し發する刑法第六十二條の令狀ハ總て其刑の執行を
爲す地の始審裁判所檢事より發する儀と可心得此旨相達候事

治罪法中豫審判事勾引狀を發し勾引せしめたる被告人ハ時宜不依り其訊問期限四十八時間ハ在
る夜間ハ限り裁判所又ハ最寄警察署留置場に入置べし此旨布告候事

○送達書呼出狀 召喚狀 勾引狀 勾留狀 收監狀 宣誓書式

治罪法中ハ掲げたる送達書呼出狀 召喚狀 勾留狀 勾引狀 收監狀及宣誓書式別紙の通り相定
候條右ハ照準すべし此旨相達候事 (十四年司法省丁第二十八號達)

用紙美濃の類 輪廓寸方凡 竪七寸五分 横五寸四分

送達書

(一)送達すべき書名 壹冊

(一同) 壹冊

右使丁を以て (何府縣下何町又ハ何國何郡 何村何番地何某へ) 送達せしむる者也

明治年月

(何裁判) 日 (所之印)

(何)裁判所

書記 (氏名印)

受取人の署名捺印渡し能はざる時其事由
送達したる月日時
送達したる場所
親属雇人若くハ戸長へ書類を渡したる時其事由

右致送達候也 使丁 (氏名印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割印

呼出状

(住所身分職業) (氏名)

右(云々)の事件に付證人として相尋る儀有之來る(何月日時)何所より出頭可致者也 但同日出頭せざるは於てハ罰金を言渡し且勾引狀を發する可し

(何裁判)

日

(所之印)

明治年月

(何)裁判所

豫審判事 (氏名印) 書記 (氏名印)

此呼出状の出頭の節書記局より差出すべし

受取人の署名捺印若し能はざる時其事由
送達したる月日時
送達したる場所
親属雇人若くハ戸長に渡したる時其事由

右之通取扱候也

明治年月日 使丁 (氏名印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割印

召喚状

(住所身分職業)

(氏名)

右(云々)の事件付尋問の筋有之(何月日時)當裁判所より出頭可致者也

(何裁判)

明治 年月

日 (所之印)

(何裁判所)

豫審判事

(氏名印)

書記

(氏名印)

割印

受取人の署名捺印若し能はざる時其事由
送達したる月日時
送達したる場所
親属雇人若くハ戸長へ書類を渡したる時は其事由

右之通取扱候也

明治 年月 日

使丁

(氏名印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡一葉を書記局へ還納すべし

(檢事官印) 勾引状

(住所身分職業)

(氏名)

(若し氏名分明ならざる) (とさひ容貌体格等)

右(云々)の事件付訊問の筋有之當裁判所へ勾引すべき者也

但本人潛匿したる時其家宅を搜索す可

(何裁判)

明治 年月

日 (所之印)

(何裁判所)

豫審判事

(氏名印)

書記

(氏名印)

割印

勾引したる被告人の署名捺印若し能はざる時其事由
執行したる月日時
執行したる場所
執行の手續 (被告人より正本を示し謄本を下付す)
家宅搜索を爲したる時其事由
勾引すると能はざる時其事由

右之通取扱候也

明治 年月 日

(巡查又ハ憲兵氏名印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

〔(檢事官印)〕 勾 留 狀

(住所身分職業)

(氏 名)

(若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等)

右(云々)の事件は付治罪法第百二十六條の
規則に從ひ(何所)監倉に勾留す可き者也
但本人潜匿したる時の家宅を搜索す可し

(何裁判)

明治 年 月

日 (所之印)

(何)裁判所

豫審判事 (氏 名 印)
書 記 (氏 名 印)

割 印

勾留したる被告 人の署名捺印若 し能はざる時の 其事由	執行したる月日	執行したる場所	執行の手續 (被告人は正本を示し 下付す)	家宅搜索を爲し たる時の其事由	勾留すると能は ざる時の其事由	右之通取扱候也
						明治 年 月 日

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

(巡查又ハ憲兵氏名印)

〔(檢事官印)〕 收 監 狀

(住所身分職業)

(氏 名)

(○未遂犯に付減等)
未丁年より付減等 (氏 名)
(自首より付減等) 再犯より付加重
(若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等)

右(云々)の事件は付取調を爲したる處本罪
刑法第(何)條に該る可き者と思料す依て檢
事の意見を聽き(何所)監倉に收監す可き者
也
但本人潜匿したる時の家宅を搜索す可し

(何裁判)

明治 年 月

日 (所之印)

(何)裁判所

豫審判事 (氏 名 印)
書 記 (氏 名 印)

割 印

收監したる被告 人の署名捺印若 し能はざる時は 其事由	執行したる月日	執行したる場所	執行の手續 (被告人は正本を示し 下付す)	家宅搜索を爲し たる時の其事由	收監すると能は ざる時の其事由	右之通取扱候也
						明治 年 月 日

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

(巡查又ハ憲兵氏名印)

治罪法参考俗解○辨護人○檢証及物件差押○物件差押

○臨檢並訊問囑託
宣 誓 書

明治 年 月 日

○辨護人(十五年第一號布告)

治罪法第二百八十一條第一項若し辨護人なくして辨論を爲したる時刑の言渡の効あるべしと有之候得共其裁判所々屬の代理人無之場所於ては當分の内辨護人を用ひざるも其刑の言渡無効の限り不在らず

○檢討及び物件差押(十四年第八十二號達)
司法官吏より巡査及び兵員を要求使用するより左の手續に従ふべし此旨相達候事

第一條 裁判所檢察官及び司法警察官治罪法に従ひ檢証及び物件差押其他職務を行ふに當り必要ある時ハ警察官又ハ憲兵屯營ヲ照會して巡査又ハ憲兵卒を使用するを得但時機緊急ある時ハ直ち之を使用するを得

第二條 前條の場合於て事緊要重要ヲ涉る時ハ直ニ鎖臺又ハ分營に照會して兵力を要求するを得

○物件差押(司法省丙第十五號達)
治罪法實施の上ハ豫審判事檢證及び物件差押の事件ハ付急速を要する場合直ちハ巡査を同行し

又ハ所在の巡査を私用する儀も可有之候條豫て可達置此旨相達候事

○臨檢並訊問囑託(十四年第四十六號布告)

治罪法第六十八條第七十二條於て治安判事ハ囑託するを許したる處分ハ當分の内其地の司法警察官ハ囑託する事を得

○被告人責付手續(十四年第四十七號布告)

刑事裁判所於て被告人を責付するハ左の手續に従ふべし此旨布告候事

第一條 被告人を責付するにハ親屬又ハ故舊より何時までも呼出ハ應じ出廷せしむべきの證書を其裁判所書記局ハ差出さしむべし

第二條 責付中被告人を呼出ときハ出廷より二十四時前其通知を爲すべし

第三條 被告人呼出を受け正當ト事由なくして出廷せざる時ハ檢事の意見を聽き責付を取消す

○所屬代理人規則(十五年司法省甲第八號達)

第一條 治罪法中所屬代理人ト稱するハ大審院及び各裁判所々在の地に住居する許免代理人を云ふ

第二條 裁判官の職權を以て選任したる代理人辨護人の正當の事由を証明するよありざれば之を辭する事を得ず

第三條 代理人ハ辨護受任中代言發許滿期に至り引續き營業せず又ハ廢業すると雖も該事件終結に至るまで其代言辨護を擔當すべし

第四條 代理人ハ辨護受任中の地の訴訟事件を以て其任を關く事を得

第五條 裁判官の職權を以て代理人辨護人を選任したる場合於ても其謝金ハ被告人之を擔當すべし總て謝金ハ付てハ出訴する事を許さず

治罪法參考俗解○被告人責付手續○所屬代理人規則○裁判言渡書謄本拔書

○違警罪に關する變則 ○控訴上告費用豫納 ○徴収手續
○裁判言渡書謄本 拔書 (十五年司法省甲第七號達) (同丁第三十一號達)

治罪法第三百十五條裁判言渡の謄本又ハ其拔書を求むる者の其用紙一枚三錢の費用を上納する
儀と心得べし

本年(本月)甲第七號布達裁判言渡の謄本又ハ拔書を求むる者代價の儀無資力よして上納する能
いざる者は限り無代價ふて下渡すも不苦心儀と心得べし

○違警罪に關する變則 (十四年第六十四號布告)
密賣淫の儀ハ刑法第四百二十五條第十項ハ朋文有之候へとも當分の内其取締懲罰ハ從前の通東
京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

○公訴上告費用豫納 (十四年第四十五號布告)
公訴私訴に係る控訴上告及び證人呼出費用等の儀當分左の通相定候條此旨布告候事
刑事裁判所の裁判言渡に對し訴訟關係人より控訴又ハ上告を爲す者ある時ハ原裁判所ハ於て其
訴訟費用の金額を算定して之を豫納せしむべし若し豫納する事能いざる時ハ控訴又ハ上告を
爲す事を許さず

豫審又ハ公判に付き證人を呼出さんと請ふ者ある時ハ裁判所よ於て其旅費日當等の金額を算定
して之を豫納せしむ
若し被告人旅費日當を豫納するの資力なき時ハ治罪法第七十條の制限よ從ひ裁判所よ於て其
費用を立替置べし

○徴収手續 (十四年司法省第二十五號達)

治罪法第四百六十二條第二項罰金科料裁判費用及沒收物品の徴収ハ書記局ハ於て擔當し會計主
任へ引渡す儀と心得此旨相達候事

○監視に付せられたる者他の地方に旅行の節心得方 (十七年三月廿六日内務省乙第十九
號達)

監視に付せられたる者他の地方に旅行する時ハ必ず監視票を携帯せしめ其滞留數日に涉る者ハ
滞留地の警察署に到り謹慎を表し官吏の認印を受けしむべし

但し官吏の認印ハ監視票の裏面旅行中欄内に捺印すべし
○官吏職務上刑事の証人として出頭の際旅費等ハ付心得 (十七年第五十七號達)

官吏職務上係り刑事裁判の証人として裁判所へ出頭する時ハ治罪法に依り旅費日當を請求す
ることを得ると雖も被告事件無罪又ハ免訴とありたる時ハ請求せざる儀と心得べし但し旅費
日當を請求したる時ハ其金額ハ雜收人として大藏省へ納付すべし

○已決囚の犯罪に付刑の言渡を爲す場合等ハ付心得 (十七年司法省丙第二號達)

已決囚の犯罪に付刑の言渡を爲す場合等ハ於てハ明治十五年當省
内第八號達に依り檢察官より其宣告書の謄本を司獄官に送達するハ勿論自今已決囚に對する其
他の宣告に付ても其豫審に係ると公判に係るとを問はず書記より宣告書の謄本を司獄官に送致
し又證人として出廷せしめたる已決囚用濟に至りたる時ハ亦書記より其旨を司獄官に報知すべ
き儀と心得べし

○假留監設置 (十七年第六十二號達)
治罪法參考俗解 ○監視に付せられたる者他の地方に旅行の節心得方 ○官吏職務上 二三

刑事の證人として出頭の際旅費等も付心得達○假留監設置○徒刑流刑禁獄送致方 二四
 兵庫縣下兵庫假留監を設置して内務省の直轄と爲し東京宮城三池の三集治監中、假留監を附
 設し北海道集治監も遣すべき囚徒を一時拘禁するの所と相定候條此旨相達候事
 ○徒刑流刑禁獄送致方 (十七年内務省乙第三十號達)
 今般各假留監設置せられ候、付徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる囚徒送致方及び聯合地方
 の區分左の通相定候

徒刑流刑禁獄送致方

一 徒刑流刑禁獄の刑に處せられたる囚徒裁判確定せし時、之を管束せし地方より警察遞傳を以
 て直に其聯合假監へ監押送すべし
 但し本監の都合より依り典獄其聯合地方へ囚徒押送の延期を通知することあるべし
 聯合地方區分

- 一 兵庫假留監
 - 京都府 大坂府 兵庫縣 滋賀縣 石川縣 富山縣 福井縣
 - 島根縣 鳥取縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 和歌山縣 徳島縣
 - 高知縣 愛媛縣
- 一 東京假留監
 - 警視廳 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣
 - 三重縣 愛知縣 静岡縣 山梨縣 岐阜縣 長野縣
- 一 宮城假留監

- 新瀉縣 福島縣 宮城縣 岩手縣 青森縣 秋田縣 山形縣

三池假留監

- 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣

○徒刑等囚徒宣告の報告方、付心得 (十七年内務省乙第二十一號達)
 今般各所、假留監設置相成候條、徒刑流刑及び禁獄の刑に處せられたる囚徒、府縣監獄より直に
 同監へ遞送可致旨相達候處、該囚徒宣告の都度當省へ報告の儀、監獄則第五十八條より依り従前の
 通可取計此旨相達候事

○監視假免等上申方、付心得 (十七年内務省乙第三十號達)
 刑法附則より従ひ監視假免の警察官假出獄ハ典獄より其事實を具し直に上申致來候處、自今其所
 屬長官を経由する儀と心得べし

假出獄停止手續 (十八年司法卿内第七號達)

- 第一條 假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者あるときハ其裁判確定の後、現之を管束する所の
 典獄より於て直に假出獄の停止を申請し、當初下付したる假出獄の證票を取上ぐべし
- 第二條 典獄より於て假出獄を停止したるときハ其事實を具し内務司法兩卿に開申すべし
- 第三條 甲地方に於て假出獄を許したる者を乙地方に於て停止したるときハ乙地方典獄より其
 事實を甲地方典獄に通知し、假出獄の證票を送致すべし
- 第四條 前條の場合に於て乙地方監獄に拘禁するるときハ其監の新入者とし、本刑後刑共乙地方
 に於て執行すべし

治罪法參考俗解 ○徒刑等囚徒宣告の報告方、付心得達 ○監視假免等上申方、付心得 二五

達 ○假出獄停止手續 ○罰金輕禁錮換へたる場合付心得方 ○輕罪不係る控訴實施 二六
銚路集治監の囚人 (假出獄免幽閉の者とも) 罪を犯し輕罪以下に該る者の司獄官吏に於て裁判
告) 治罪の手續も便宜取計ふべし但し重罪の根室重罪裁判所の管轄に屬す (十八年第四十二號布
告)

○罰金を輕禁錮換へたる場合付心得方 (十七年内務省乙第三十四號達)
罰金を輕禁錮換へたる場合不於て其日數十日以下なる時の拘留の例に依り警察署附屬の留置
場に於て執行することを得る儀と心得べし

○地方監獄に拘禁中の罪囚假留監送 (十七年内務省乙第三十五號達)
舊刑法にて處斷せられたる懲役終身の囚徒刑期限内更不罪を犯し地方監獄に拘禁中の者其裁判
確定の上本年當省乙第三十號達に準じ直に假留監送を押送すべし

但新舊比照例に依り新懲役終身の刑に處せられたる者も本文に準ずべし
○輕罪に係る控訴實施 (十八年第二號布告)

明治十四年(十二月)第七十四號布告を廢し自今輕罪に係る控訴に左の規則に從ひ之を爲すこと
を得但し治罪法中此規則に牴觸する條件の當分の内施行せす

第一條 控訴の治罪法中本案の裁判言渡前許したるものと雖も總て本案の裁判言渡ありたる
後に非ざれば之を爲すことを得ず

第二條 控訴の期限内に控訴を爲さずして直ちよ上告を爲すことを得但し對手人控訴を爲した
るときに此限をわらず

控訴を爲さずして直ちよ上告を爲したるときに原裁判言渡に對し更に控訴を爲すことを得ず

第三條 被告人公訴の裁判言渡に對し控訴を爲さんとするときの裁判費用の保証として金十圓
を豫納すべし

第四條 被告人に於て証人鑑定人の呼出を請求するとき前條保證金にて不足と認むる場合よ於
てに別段其費用を豫納せしむべし

第五條 治安裁判所よ於て爲したる輕罪の裁判對言に對する控訴に管轄輕罪裁判所よ之を爲す
べし其控訴を受けたる裁判所よ於てに治罪法中輕罪の控訴に付き定めたる規則に從ひ之を裁
判すべし

○免訴無罪者不係る証人等の旅費等渡方 (十八年司法省丁第二號達)
免訴無罪者不係る証人醫師鑑定人通辨人翻譯人等旅費日當其他の費用官の擔當に歸するものハ
裁判確定の即日其請求書を以て書記局より會計課へ報告し渡し方取計ふべし但し從前本文の通
報告をなさず會計年度經過せしものハ其遷延したる事由書を添付し速に報告致すべし

○控訴を爲したる被告人に係る拘禁中の諸費支辨方 (十八年内務省甲第十三號達)
輕罪に係る控訴の儀不付本年第二號を以て公布相成候付てに控訴裁判所管轄區域内各地方より
控訴を爲したる被告人に係る拘禁中の諸費の總て最前裁判言渡ありたる地方の地方税を以て支
辨し其費用交付方等ハ客年當省乙第二十九號に準據し取計ふべし但し控訴裁決後已決囚に屬す
る諸費も本文同様心得べき事

○普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法 (十八年第十二號布告)
普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法左の通り制定す但し從前の成規中本則に抵す
治罪法參考俗解 ○免訴無罪者不係る証人等の旅費等渡方 ○控訴を爲したる被告人 二七

よ係る拘禁中の諸費支辨方○普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法 二八

第一條 常人にして陸軍刑法若くは海軍諸用の罪を犯したる者ハ普通裁判所ヲ於て之を審判ス

第二條 軍人常人共ニ重罪輕罪を犯したるときハ軍人ハ軍法會議の判決ヲ付シ常人ハ普通裁判所の公判ヲ付ス軍衙ニ於て共犯人を逮捕したるときハ常人ハ審問の上証憑書類と共に之を管轄の普通裁判所檢事ニ送致シ普通裁判所ニ於て共犯人を逮捕したるときハ軍人ハ審問の上証憑書類と共に之を被告人の所屬長若くハ陸海軍檢察官ニ送致スベシ

第三條 敵前軍中陸戰合圍の地若くハ海軍諸用ニ供する船舶ニ於て重罪輕罪を犯したるときハ常人と雖も軍法會議ニ於て之を審判スルコト行ヒし取敢テ一隊若くハ一隊ノ捕縛スルモノハ軍法會議ニ於て之を審判スベシ

第四條 軍法會議と普通裁判所との管轄違フ付テハ軍法會議又ハ普通裁判所の言渡ニ對シ普通治罪法ニ定めたる手續ニ從ヒ大審院ニ上告することを得ベシ軍法會議の言渡ニ對シ上告するハ被告人ニ限ルベシ

第五條 多衆の軍人常人間 歐殺傷其他疑難ニ係る罪を犯したるときハ軍官法司會同審問することを得

第六條 軍法會議と普通裁判所とを問ハズ既ニ確定シたる裁判所の効力ハ互ニ之を侵ス事を得ズ ○無能力者。代人。民事擔當人 (十四年第七十三號布達) 治罪法ニ於て無能力者法律ニ定めたる代人人民及ヒ民事擔當人と稱する者ハ左の通り無能力者

- 一 未丁年者
- 二 妻たる者
- 三 白痴瘋癲人
- 四 治産の禁を受けたる者

- 一 未丁年者の父若くハ母又ハ親屬後見人
- 二 夫たる者
- 三 白痴瘋癲人の保管者
- 四 治産の禁を受けたる者の財産管理人

- 一 未丁年者の父若くハ母又ハ同居の親屬として監督を爲す者
- 二 夫たる者
- 三 白痴瘋癲人の保管者
- 四 雇主

但雇人其雇主の命じたる事件を行ふ時

○變則雜輯

治罪法中刑事の控訴ニ關する條件ハ當分の内實施せず (太政官第七十四號布告ニ係る) 大審院各裁判所ニ於て明治十四年十二月三十一日以前審理ニ着手せし刑事ハ十五年一月一日以後と雖も治罪法ニ拘ハラス仍ハ從前の規則ニ從ヒ處分すベシ (太政大臣司法卿連署第八十二號布告ニ係る)

○十五年二月一日第七號布告 (治罪法第十九條參照) 治罪法第十九條第二項海上路程の猶豫ハ陸路四里の割合を以て一日を加ふるものと定む 治罪法參考俗解 ○無能力者、代人、民事擔當人 ○變則雜輯 二九

○十五年三月二十二日司法省丙第十號達 (治罪法第二百八十五條參照)

治罪法第二百八十五條に從ひ調査を作りたる司法警察官を證人とするとその書記局より告知書を以て出廷せしめ宣誓せしむるに及ばず書記の次席を着て陳述すべし

○十五年四月十二日司法省丁第二十四號達 (治罪法第二百三十四條參照)

治罪法第二百三十四條の場合に於て豫審判事より調査をして令狀を他管に帶行せしむるに上告事件殊に急速を要する時は限り概く其處分を爲すべきものにあらず又第三百三十五條の場合に於て豫審判事より人相書を發し捜査及び逮捕を爲すべき事を請求するもの専ら重大の罪を犯したる被告人に對して發するもの有之被告人所在の地を覺知すると能はざるるときは罪の輕重を問はず悉く人相書を發するものにあらずなり此等の兼て注意あるべき事なれども猶誤解無之様爲念此段及内訓候也十五年五月二日司法省丙第十八號達 (治罪法第二百六十條參照)

○十五年六月十二日司法省丙第二十二號達 (治罪法第九十六條參照)

治罪法第九十六條に從ひ告發したる官吏を證人とて公庭へ呼出す時の本年本省丙第十號達に準じ處分する儀と心得べし此旨相達候事但し巡查及び等外吏に此限りにあらず

○十五年七月七日司法省丙第二十六號達 (治罪法第二百七條參照)

治罪法第二百七條第二項公訴裁判費用官に於て擔當すべき場合此金額の裁判所より支出する義と心得べし但し従前の場合内訓本文に抵觸する件々の取消候事

○十五年七月八日第三十三號布告

明治十四年十二月第七十八號を以て重罪裁判所管轄區畫布告候處沖繩縣管内重罪犯罪處分の儀に當分の内同縣に於て審訊し證據擬律技を具へ長崎控訴裁判所の批可を得て後宜告すべし治罪の手續に便宜の取計を爲すと心得

十五年八月二十一日司法省丁第三十九號達

本年(八月)第三十九號公布に依り今般内務卿より照會の赴きも有之候に付て自今醫師たるもの醫業に關する犯罪有之致處斷候節に其都度該宣告文謄本相添へ内務省へ通知候様可致此旨相達候事

○十五年十一月十五日第五十三號布告

治罪法第二百六條第二百七條中二十四時内と有之處已むを得ざる場合に於ては當分の内五日以内よ於てすると心得

○十六年一月十日第二號布告

明治十四年十月第五十三號同十五年(六月)第二十八號布告各裁判の位置及管轄區畫別表の通改定し始審裁判所支廳に本廳同一の權限を以て裁判せしむ但明治十六年二月一日より施行す

鹽
獄
具也

監獄則俗解目錄終

監獄則俗解

第一編

第一章

汎則

第一條 監獄を別て左の六種と爲す

一 留置場 裁判所及び警察署に屬するものにして未決者を一時留置するの所とす但時宜よ

由り拘留の刑に處せられたる者を拘留することを得

二 監倉未決者を拘禁するの所とす

三 懲治場 懲治人を懲治するの所とす

四 拘留場 拘留の刑に處せられたる者を拘留するの所とす

五 懲役場 懲役の刑及び禁錮の刑に處せられたる者を拘禁するの所とす

六 集治場 徒刑流刑及び禁錮の刑に處せられたる者を集治するの所とす

北海道に在る本監に徒刑流刑に處せられたる者を集治す

第二條 監獄の内務卿の管轄に屬するもの此限に在らず

第三條 集治場の内務卿之を直轄す留置場監倉懲治場拘留場懲役場ハ警視總監又ハ府知事

(東京府を除く)縣令之を管理す

第四條 此獄則ハ特ニ陸海軍の獄則を以て處すべきものニ適用することを得ず

第五條 内務卿ハ毎年其所屬官吏をして各監獄を巡閱せしむべし

警視總監府知事縣令ハ毎年三四次所轄の監獄を巡閱すべし

監獄則俗解

裁判官檢察官は時々其裁判所屬する監倉を巡閱すべし
府縣會議員ハ臨時其府縣監獄を巡閱することを得

第六條 在監人と稱するは未決已決の者及び第十九條第三十條記載したる者を云ふ
第七條 在監人より司獄官吏の處置に對し若し苦情を訴へんとするときハ第五條第一項第二項
に記載したる官吏巡閱の際封書又ハ口述を以て申告することを得

第二章 監署の規程

第八條 司獄官吏在監人を管束するハ一ハ和平を秉り罰例に照して犯則者を決責するの外恣
に責罰するを得ず

第九條 典獄看守長ハ日夜不時ハ監房の内外を視察し或ハ物件を査閲し其他囚徒の傲情を生し
脱越等の事なうらしむるを要す

第十條 新入監する者あるときハ典獄先づ拘引 狀拘留 狀収監狀又は處刑宣告書等の文書を
査閲して之を領し其領取の證を引致し來たる者に交付す其文書なくして引致せられたる者を
入監するを得ず
未決者の中其犯人あるときハ其監房を別異し談話通聲を禁じ法庭に引致の時も同往せしむる
を得ず

已決囚ハ第十六條に記載したる差別に從ひ其監房を別異す
第十一條 入監の婦女乳兒(三歳未満)を携帶せんと請ふ者あるときハ之を許す
第十二條 新入監する者あるときハ名籍の樣本に照し其要項を詳録し一小房内ハ於て通身を

捜檢し利器其他の物件を夾帶するを拒ぐべし懲治人の監舎に入るときも亦同し
第十三條 總て監房に入る、物品ハ典獄一々之を精驗し其危險の虞ある者ハ一切之を禁ずべ
し

第十四條 總て入監人の携有する財貨物件は悉く點檢して其名數を簿冊に記載し典獄一々證
印して之を領し釋放の時還付すべし但點檢の際隱匿せし貨物の沒收す若し其領置の貨物
を以て親屬を扶助し其他正當の費用に充んと請ふときハ之を許す

第十五條 在監人書籍を看んと請ふときハ新聞紙及び時事の論説を記載するものを除き修身又
は營業に必要なもののみを許すべし

第十六條 已決囚ハ各刑名に從て其監房を別異し又其中に就て左に記載したる者を別異す
一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者
二 満十六歳以上二十歳未満にして再犯以上の者と同上の年齢にして初犯の者
三 初犯の者と再犯以上の者

第十七條 要犯疑獄に係る者を拘禁する未決監に於てハ其氏名を呼ばず番號を以て之に換ふべ
し但着衣の外襟ハ白布を縫着し其番號を墨書し監房を出入する毎ハ白布を以て覆面し當眼の
處ハ小孔を穿ち共犯者をして其拘禁の身たるを窺探するを得ざらしむ

第十八條 放恣不良の者を懲治場に入れ矯正歸善せしめんと其尊屬親より願出るときは第二十
條第一項の例に照して處分すべし
矯正歸善の爲め懲治場に入るべき者の年齢は滿八歳以上滿二十歳以下を限とす

監獄則俗解

第十九條 懲治人と稱するに左に記載したる者を云ふ

- 一 刑法第七十九條第八十條第八十二條に從ひ懲治場より留置する幼年の者及び瘡痍者
- 二 尊屬親の情願より懲治場に入たる者

第二十條 前條第二款に記載したる懲治人の戸長の證票を具するに非れば入場を許さず但入場を請ひし尊屬親より懲治人の行狀を試みる爲め宅舎を帶往せんと請ふとき其情狀を因り之を許すべし

第二十一條 懲治人は左の年齢に從ひ其居房を別異す

- 一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者
- 二 満十六歳以上二十歳未満にして再び懲治場に入りし者と同上に年齢にして初めて入場する者

第二十二條 在監人を他監に移すとき其名籍又ハ處刑の宣告書其他必用の文書及び領置の貨物を具して送致すべし其發遣の途中に在ての行狀ハ押送官吏之を記述して典獄不知會すべし

在監人を裁判所又ハ他監に押送するときハ戒具を用ひ男と女を別つべし但懲治人の戒具を用ひず

第二十三條 典獄ハ看守長及び看守をして常に在監人の行狀を録さしめ賞罰を行ふの考據となすべし

第二十四條 賞表を與へたるるときハ賞譽簿に其氏名及び賞詞を記載し襍奪したるときハ之を刪

除すべし但其賞罰を行ひたる旨を囚徒に示すハ第二十條の例に依るべし

第二十五條 特赦ありたるるときハ速に其旨を内務卿に申報すべし

第二十六條 特赦を受たる者あるるときハ免役日若くハ日曜日の午後六在て他囚徒を集め其旨を聽かしめ仍之を揭示すべし

第二十七條 假出獄を許されたる者ハ其證票を與へ警察遞傳を以て其居住せんとする地を押送すべし

監署に預置せし金銭ハ出獄者に携帶せしめず其金員を録して其地之警察官(治罪法第六

十條第二項に記載したる官吏)に送致すべし

第二十八條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間ハ典獄に於て營業の方法を指示し其來署を要するるときハ召喚することを得

第二十九條 在監人中能く獄則を守る者を撰で傳告者誘工者となす

傳告者ハ官吏の命令を在監人に傳へしめ誘工者ハ工場に在て服役者を勸誘せしむ但傳告者誘工者ハ滿六個月以上其用務を繼續せしむるを得ず

傳告者及び誘工者ハ私に在監人を使役し若しくハ凌辱するの所爲あるを許さず

第三十條 刑期滿限の後頼るべき所なき者は其情狀を由り監獄中の別房に留め生業を營ましむることを得

第三十一條 刑期滿限の者を解放するハ滿期の翌日午前第十時を過へからず

第三十二條 死刑の執行は午前第十時を過るを得ず其執行中は看守をして嚴に刑場の門戸を護

らしむべし

其遺骸の死相を驗したる後乃は二分時を過ぎれば埋葬若しくは下付することを得ず

第三十三條 死刑者又は死亡者あるとき其年月日時を記し典獄より本籍の戸長及び近地の親屬若しくは故舊に通知すべし其監署に領置たる貨物は親屬に下付す若しくは親族なきときは遺骸を領取したる故舊に之を下付す

但死者の身纏ひたる衣服は此限不在らす
親屬遠地に在る物品を送付するに入費を要するもの其物品を販賣して代價を還付することを得但送費を親屬の自辨とす

若しくは其物件又は代價を受くべき者なきときは之を没收す

第三十四條 在監人逃走する者ある時領置の貨物の前條の例に依て處分すべし但没收の逃走の日より滿一周年を経るの後非ざれば之を處分することを得ず

領置の工錢は第五十七條に照して處分すべし
第三十五條 監獄の近境より發火して罹災の虞あるときは司獄官吏其形勢を量り在監人を他所に押送し其災を避しむべし

水火風震其他激甚なる變災に際し在監人を押送するの違なきときは要犯疑獄に係る者を除くの外一時解放するを得

第三章 監獄の構造

第三十六條 留置場監倉總 治場拘留場 總 役場の毎府縣に置き集治監に適當の地を置く

ものとする

留置場監倉總治場拘留場總役場一區畫内に在るもの其壁を以て之を區畫すべし

第三十七條 未決監既決監及び總治場の男監女監の別を嚴劃すべし

甲の監房に在る者と乙の監房に在る者と彼是交談し又ハ物件を交遞するの便を得ざらむべし各監房の鑰匙の其製式を同く甲乙適用するを要す

第三十八條 密室の監倉に設け他人と交通することを得ざらしむべし
閤室の已決監に設け暗く空氣を通せしめ毫も光線を通せしめざるを要す
密室暗室の一室一人を限とす

第三十九條 接見室は監舎の首部に設け其壁面は方三尺の口を設け之を縱横の格子を箱め格子より三尺許を距り柵欄を設け在監人の格子内より立しめ外人の格子外の柵欄に倚らしむべし但懲治人の接見室に此例を用ひず

第四十條 燈火は監房外に置き障りするの虞あらしむべし

第四十一條 死刑場は監獄の一隅に設け牆壁を以て外見を防ぐべし

第二編

第一章 役法 附時限

第四十二條 定役不服する者の作業の刑名に因て之を斟酌し毎囚一日の科程を定めて服役せしむ滿十二歳以上十六歳未滿の者滿六十歳以上の者及び病後の疾勞若しくは身體の虛弱に因り勞作し難へざる者の體力に應じ作業の科程を寛恕す

監獄則俗解

若し已むを得ず外役は服せしむるときは鐵鎖を以て二囚如く連絆し笠を用て(晴雨を問はず)其面を掩へしむ但外役の囚徒一組十人以上十五人以下と定め看守一人押丁一人以上をして之を監せしむ

外役の囚徒道路往來する時ハ務めて他人通行の妨と爲らざらしむるを要す

第四十三條 毎日囚徒をして役し就かしむる際ハ悉く之を監房外に整列せしめ看守長及び看守點檢を必ずし歸監せしむる時も亦同じ

第四十四條 左ハ記載したる日の服役を免す父母の喪に逢ふ者も亦一日免役す

- 一月一日 元始祭
- 紀元節
- 神武天皇祭
- 神嘗祭
- 新嘗祭
- 孝明天皇祭
- 春季皇靈祭
- 秋季皇靈祭
- 天長節

第四十五條 囚徒の專習すべき工業ハ授業者若くハ工業殊等の囚をして之を導かしむ其刑期一年以下の者ハ習熟し易き工業を授るを要す

第四十六條 定役に服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り羈生又ハ親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種別を定むるハ典獄の指示に依る未決監不在る者坐作の業を爲さんと請ふときも亦同じ

第四十七條 懲治人ハハ教誨を充る爲め服役時間表に準し七時より過ぎざる時間(休憩時間を除)農業若くハ工藝を教へ力作せしむべし

○時限

第四十八條 未決者及び定役ハ服せざる已決囚ハ毎朝日出の頃ハ起床し各其監房を掃除し終て喫飲せしむ又毎日一時間以内監房内外に於て運動を許す

第四十九條 定役ハ服する者ハ毎朝日出の頃ハ起床し各其監房を掃除し畢て喫飲せしむ其起床より約一時間を経て役し就かしめ午前十時前後ハ至て湯若くハ水を與へ正午十二時ハ至り休憩す飯後暫時休憩し再び就役日没前罷役せしむ其時間の別表ハ之を定む但時宜ハ由り其時間を伸縮すを得

起床監房及び就役罷役其他の動止を令するハ鈴若くハ柝を以て一全監一齋ハ動止せしむ

第五十條 科程を終りたる者ハ時限ハ拘りし罷役せしむ
午飯ハ就かしむるの際科程の大半を爲し得たるや否を驗視すべし
若し偷懶し以て怠役する者ハ飯後の休憩を許さず

第二章 工錢

第五十一條 定役ハ服する囚徒現役一百日を経れば各自の工錢を科定し之を十分して其一分を與へ餘分ハ之を監署に収む
定役ハ服せざる囚徒及び未決者ハして作業する者の工錢ハ十分して其三分を監署に収め其七分を與ふ定役ハ服する囚徒ハして當日の科程を畢て仍ハ作業する者科程外の工錢ハ之に準ず

監獄則俗解

第五十二條 尊屬親の情願より由て懲治場に入たる者其尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢の別房に留置したる者其工錢の内より衣食費を扣除し餘分ハ之を與ふ
第五十三條 在監人より與ふべき工錢ハ監署に預置し毎月首於て其前月の總計金額を本人ハ知らしむべし

第五十四條 各種の工錢ハ其地普通の傭工錢を準とし各自の技能ハ應じ一日若干錢と定むべし
第五十五條 監署より預置の工錢ハ本人の請より親屬に贈與するを許し又ハ書籍其他必要の物品及び第六十九條より食糧を購ひ之を給するとを得
第五十六條 在監人死亡し監署より預置の工錢あるときハ親屬より下付す親屬なきときハ遺骸を領取したる故舊より下付す若し下付を受べきものなきときは之を沒收す
第五十七條 在監人若し逃走したるときハ已決囚の工錢ハ之を沒收す未決者及び懲治人の工錢ハ其親屬より下付し親屬なければ之を沒收す

第三章 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送
第五十八條 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる者あるときハ其宣告書の謄書を具して内務卿ハ申報し其指揮に従ひ警察遞傳を以て集治監に押送すべし
第五十九條 北海道に在る集治監ハ毎歲三四次官吏を派出し前條第二款の例に従ひ押送したるものとする

徒刑流刑の囚徒を受取べし
第六十條 徒刑流刑の囚徒を押送する時ハ戒具を用ひ男囚と女囚とを別つべし遞船中よ在てハ戒具を用ひざるも妨あらず
第四章 假出獄免幽閉の者ハ貸與する屋舎
第六十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其地ハ居住すべき家なきときハ屋舎を貸與すべし

居舎を構造するハ將來市街村落を創置するの便を計畫するを要す
第六十二條 假出獄免幽閉を受けたる徒刑流刑の者其配偶者又ハ其他の親屬を招き同居せんと請ふときハ典獄將來營生の方法を取組し之を許すべし
前項の請を許すときハ其配偶者又ハ其他の親屬現住する地の戸長ハ通告すべし
其徒刑流刑の者嫁娶を爲さんとするときハ監署より申告せしめ典獄之を許可すべし

第三編 第一章 給與
第六十三條 已決囚の獄衣類ハ總て之を貸與す
第六十四條 未決者の衣類ハ總て自辨とし臥具ハ之を貸與す若し臥具を自辨せんと請ふ者ハ之を許す貧困より衣類を自辨する能ハざる者ハ之を貸與す
第六十五條 已決囚の獄衣ハ赭色とし懲治人の衣服ハ淺黄色とす
第六十六條 獄衣ハ總て筒袖とし長短二種ハ別つ男の通常服ハ長衣就役服ハ短衣とし女服ハ總て

て長衣とす獄衣の外襟の白布を縫着し之の番號を墨書すべし
第六十七條 在監人ハ貸與する衣類雜具

一 單衣
一 綿入衣
就役服

一 袷
一 襦袢

一 單短衣
一 綿入短衣
一 股引

一 袷短衣
一 襦袢

雜具

一 蒲團
一 莞筵
一 帶(長三尺)
一 手巾

一 蚊蠅
一 枕
一 禪(長三尺)
一 篋

以上の貸與品の地方の便宜に依り之を斟酌取捨し澀濯補綴して其用に充るを得
第六十八條 在監人一人一日の食糧
一 下白米十合の四
七合
強き力業に服する者

一 挽割麥十分

五合

輕き力業に服する者

一同

四合

工行に服せざる者及び滿十歳以上の未決者

一同

三合

十歳未満の幼者

地方の便宜に依り粟稗の類を以て麥に代用することを得
金一錢五厘以下

第六十九條 工業に勉勵して食費を償ふべき工錢を得る者及び其幾倍を得る者等ハ其請ふ因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金三錢を過ることを得ず
定役も服せざる者ハ其請に因り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金五錢を過ることを得ず

第七十條 在監人日用雜費澀濯補綴又ハ炊用の薪炭
其他一身に係る日常諸費ハ一人一日金壹錢貳厘以下

第七十一條 監房常置の器具
一 貯水器并ハ飲器 木製
一 唾壺
一 便器
一 小箒
一 洗手盆

同
木製大小二種但監房ハ廁圍の接續するものハ此器を用ひず
草の種類を以て製作せし軟かなるもの

第七十二條 浴湯の定度の毎年六月より九月までの五日毎ハ一次十月より五月までの十日毎ハ
監獄則俗解

第七十三條 已決囚及び懲治人の髪ハ常に之を短薙し髭鬚ゆる者ハ常ニ剃除せしむ但未決者の此限不在

婦女の梳髪ハ膏を用ひて裝飾するを許さず

第七十四條 衣類雜具其他の物品ハ種質ハ時々熱湯を用ひて之を澣ひ臭氣を去り蟲害を防ぐを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すべからず

第二章 疾病附死亡

第七十五條 在監人疾病ハ罹レバ病狀の輕重を料り其監房若クハ病室に於て醫療せしむ懲治場不在る者の借狀より其親屬ニ交付することを得

第七十六條 病者の攝養ハ効ある飲食物又ハ温を取る湯婆等を用ることを要するときは醫師をして其旨を證明せしめ典獄之を考檢して許すべし

第七十七條 傳染病侵襲の兆あるときは其消毒豫防を慎重すべし

若シ在監人中傳染病者あるときは直ニ病性及び感染の形狀を詳悉し醫師の診察書を副へ各々其所屬長官ニ報告すべし

○死亡

第七十八條 在監人死亡すレハ典獄看守長醫師并臨て之を驗屍すべし未決者又は已決囚にして別故あり再び訊問に係る者死亡したるときハ之を其裁判所に申報すべし

第七十九條 死者の親族若クハ故舊第三十三條ハ記載したる時限より二十四時以内在て遺骸

の下付を請ふときハ之を許し其者をして簿冊ニ署名押印又ハ花押せしむべし遺骸を請ふ親族故舊なきときは棺ヲ入て假葬し其上ハ氏名標を建つべし其標を約ね面三寸長五尺五寸とす

第三章 信書

第八十條 已決囚其親族故舊ニ信書を贈るハ六個月間一次とし一通ハ過ることを得ず但其他官司の訊問等ニ由て信書を要するときは又ハ親族故舊ニ回答せんと請ひ司獄官吏ハ於て法律ニ觸ることなく且必用と認むるときハ此限不在

第八十一條 未決者ハ係る信書の定限あり但豫審判事又ハ檢事の檢閲を経るハ非レバ贈答せしむるを得ず

第七十二條 懲治人及び幼年の已決囚其親族故舊ニ贈る信書ハ一個月一次とし一通ハ過ることを得ず

第八十三條 在監人の發する信書の典獄之を檢閲すべし若シ書中忌諱に涉る等の文意あるときはハ通信を許さず

第八十四條 外人より在監人に贈り來たる信書の典獄之を檢閲し適正の事項を述べ又ハ遷善の論示を主としたるものは限り之を本人ニ付與す若シ在監人の改悛を妨るものと認るときハ之を付與せず

第八十五條 信書を檢閲するハ先づ直行を願讀し次ハ逆讀斜讀又ハ横讀し嫌疑の文意ありや否を詳査すべし

監獄則俗解

第八十六條

在監人より發する信書の必ず書信紙を用ひざるに由り典獄之を緘し封皮より其受領すべき者の住所氏名を書し某監獄署と記し之を遞送す但郵便税の自辨せしむ親族故舊若くは辨護人の信書の監獄署宛之を差出さしむべし

第四章 接見

第八十七條

在監人接見せんと請ふ者あるとき典獄先づ之を面接して其氏名族籍營業等を訊ひ其理由を詳悉し止むを得ざるの事ありて形跡の疑ふべきことなきときハ之を許し看守長看守並臨で面會せしむ但密室に在る者の接見を許さず面會の時間の三十分を過るを得ず若し面會を乞ひし旨趣に違ふ談話をあしたるときハ直之を停止す

第八十八條

死刑の執行及び徒刑流刑禁獄の刑を受たる囚徒を集治監に押送の以前親族故舊其囚徒に面會せんと請ふときハ前條第一項の例に依て之を許す但面會の時間の五十分を過るを得ず

第五章 差入品

第八十九條

未決者及び懲治人に其親族故舊より書籍用紙衣服臥具又ハ飲食食物(炊烹を要せざるもの)として一人一食の量に限るを贈らんと請ふときハ之を許す但酒又ハ烟草其他攝生有害なるものハ此限を在らず

第九十條

已決囚に書籍用紙の外一切差入品を許さず

第九十一條

假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者親族故舊より金錢衣服家具等の寄贈を受けたるときハ其旨を典獄へ申告せしむべし

第四編

第一章 教誨

第九十二條

已決囚及び懲治人教誨の爲め教誨師をして毎週遷善の道を講せしむ

第九十三條

數誨の免役日又ハ日曜日の午後於て其講席を開くものとす

第九十四條

懲治人ハ毎日三四時間讀書習字算術度量圖書等の科目中より就き之を教ふべきものとす

掲示

第九十五條

各監房内に左の諸疑を掲示し傍訓釋義して解し易からしむべし若し文字を識らざる者あれば入監の時より二十四時内於て之を讀み聽かすべし

此款を除く

- 一 在監人の常ニ教令を遵守すべし
- 一 平日互ニ和順を主とし教誨聽聞の席に就くときハ慎んで容止を正ふすべし(未決監人の此款を除く)
- 一 毎朝父母若くハ其墳墓所在の方位に向て禮拜すべし
- 一 毎朝常用の諸器具を清潔よし之を排列して點檢を受け及び席壁圍等を掃除すべし
- 一 窓壁若くハ物件を汚損し不淨器の外へ唾き貯水を濫用するを禁ず

一 監外に出たる時其途上は於て同往の者と交談し及び手を交へ或は路人は聲語するを禁ず
 一 夜間の最も鎮靜を主とし說話或は發聲又ハ濫りハ起歩するを禁ず但晝間と雖も放歌喧噪又ハ高聲ハ誦讀するを禁ず
 一 許可を得ざる物品を監房に置き或ハ勝負を競ひ若クハ賭博類似の惡戯を爲し或ハ同房の者ハ汚辱を被らしめ猥褻に渉るが如き所爲あるを禁ず
 一 服役中其作業ハ關せざる他事を交談し及び休憩の時間部外の工場に至るを禁ず（未決監ハ此款を除く）
 一 許可を得ずして衣食其他の物件を受與貸借するを禁ず
 一 監房に於て異常の事あれば晝夜ハ拘らず直ニ看守所ニ通聲すべし
 一 日没後ハ發病するも其症急劇あるハ非レハ翌朝ハ至テ醫療を乞ふべきものとす若シ劇症なるときハ直ニ看守所ニ通聲すべし
 一 獨居の者卒かに病を發したるときハ監房より看守所ニ架する所の響器繩を引以て之を報ずべし
 一 病者あるときハ同房の者共ニ介保力に至すべきハ勿論其看病人たらしむる者の切實ふ之を看病すべし
 一 水火風震等の際解放ハ遭ふ者の其解放の時より二十四時内ニ監獄署又ハ警察署ニ其旨を申出ずべし
 右の諸款ハ違ふ者及び違ふ者あるを知つ告げざる者又ハ官吏より犯者を問ふハ當り之を擧げざる者の其情狀を量り處分すべきものなり

年 月 日
 ざる者の其情狀を量り處分すべきものなり

某監獄署

第二章 賞譽

第九十六條 已決囚獄則を謹守し且改悛の行爲著き者と典獄ハ於て確認するときハ之を賞譽すべし
 第九十七條 賞譽せし者ハ賞譽せし毎之を表する爲め獄衣の左袖（肩臂間の表面）ハ方二寸曲尺）の淺葱色の布を縫着すべし
 第九十八條 賞表ハ假出獄免幽閉又ハ特赦を具狀するの考據と爲すを得
 第九十九條 表賞を得たる者ハ二個月ハ一次親屬故舊ニ接見及び通信するを許す
 第一百條 已決囚若シ在監人の逃走を密告又ハ捕得し或ハ監獄ニ係る水火災を防禦し人命を救援したる者あれば金二十五錢以下を賞與し其賞金の監署ニ領置し本人の請ハ由り必需品又ハ食物を購求すべし但第九十七條の賞表を與ふるの限ハ在らず
 第一百一條 未決監ハ在る者前條の勞動あるときハ之を録して檢察官及び裁判官の參考ニ供すべし
 第一百二條 懲治人第百條不適したる勞動あるときハ金二十五錢以下を以て適宜物品を購ひ之を與ふべし
 第三章 懲罰
 第一百三條 已決囚獄則を犯すときハ其輕重を量り左の例ニ從て處罰す
 監獄則俗解

一 絶信 親屬故舊と書信接見を絶す
二 屏禁 晝夜他の監房又ハ工場と隔絶したる監房ハ獨居せしめ服役時限表ハ照して座作の役を科す

三 減減食 常食の半若クハ其三分の二を減し鹽湯二品の外菜を與へず
四 閤室 閤室ハ入れ常食の半若クハ其三分の二を減し鹽湯二品の外菜を與へず仍ハ臥具を禁す

第四百四條 絶信屏禁ハ有限若クハ無限と爲し減食閤室ハ七晝夜を限とす
減食閤室七晝夜ハ滿るも改換の状ありと雖一旦之を免し更ノ之を科することを得
第四百五條 懲治人及び十六歳未滿の己決囚獄則を犯すときハ其輕重を量り左の例ハ從て處罰す

一 獨慎 晝夜一室に獨居せしむ
二 減食 常食の半以内を減す但菜を減するの限ハ在らず

第四百六條 獨慎ハ七晝夜以内減食ハ三日以内とす
第四百七條 未決者及び拘留の刑を受けし者教令ハ順ハず或ハ同監の者を煽惑し又ハ其他の規則を犯すときハ所犯の輕重を量り第三百三條第三百五條ハ准擬し減食することを得

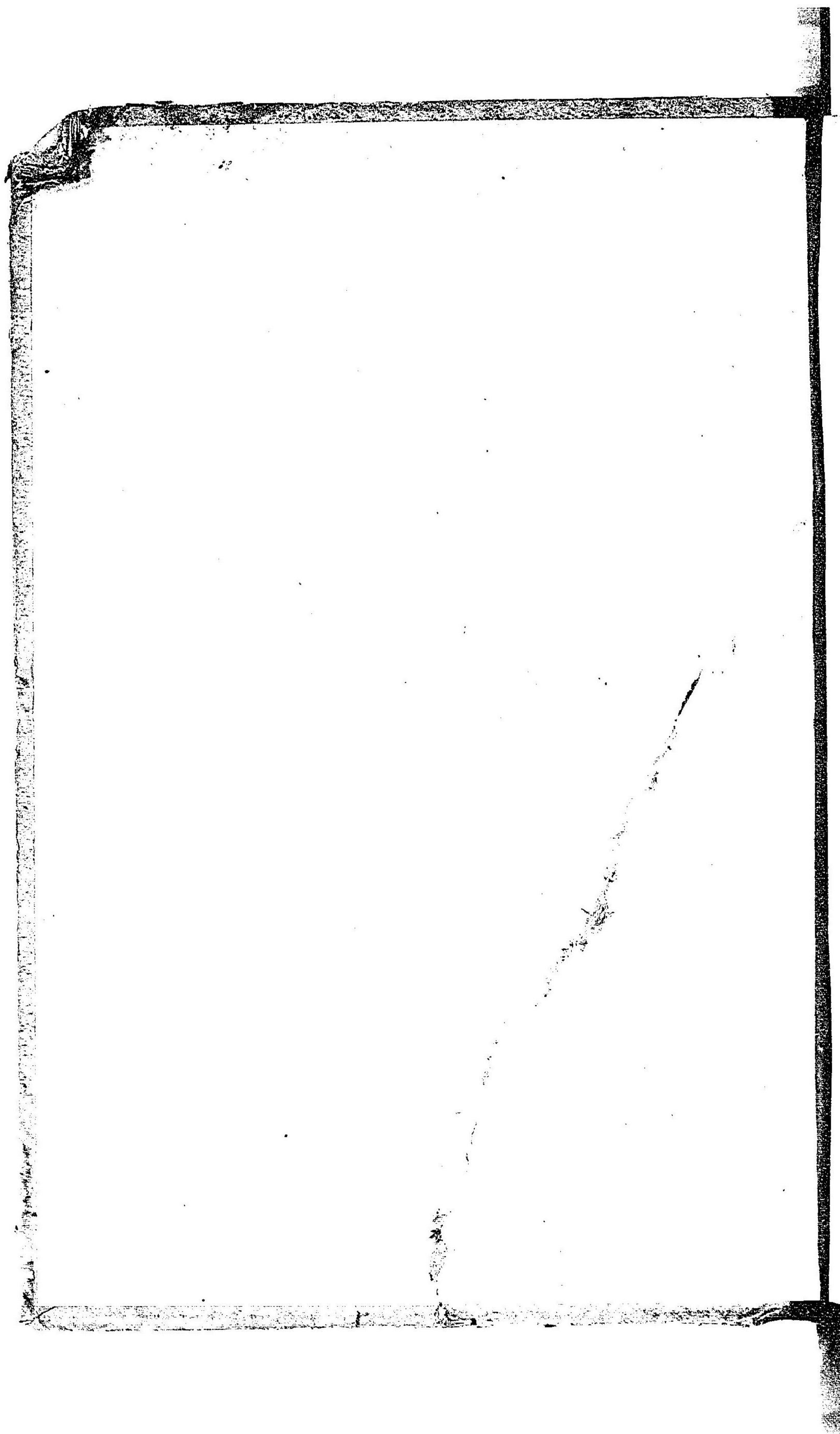
第四百八條 賞表を有する者處罰を受たるときハ賞表一個又ハ數個を褫奪す
第四百九條 無期徒刑の囚徒逃走し若クハ獄舎獄具を毀壞し又ハ暴行脅迫を爲し其他重罪輕罪を犯したるときハ三月以上五年以下兩脚又ハ一脚ハ鈇を施し仍ハ鈇丸を屬したる鐵索を其鈇

一貫き腰間に繚帶せしめ繚帶の所ハ下鍵す但監房に在るも晝間ハ之を施すものとす
若し再び重罪を犯したるときハ五年以上十年以下前項の例ハ照して處罰す
鐵丸の量ハ二百目以上一貫目以下とし被罰者の體力ハ應じて之を施す九ハ索尾ハ屬し地上を轉バすものとす其外役ハ服するるときハ鐵丸を除き二人聯絆の法ハ從ふ

第一百十條 減食或ハ閤室の罰ハ處すべき者あるときハ醫師をして診視せしめ身體ハ妨礙を證して後之を行ふ

第一百十一條 屏居減食閤室又ハ獨慎の罰ハ處したる後ハ典獄若クハ看守長時々其動靜を觀察し狀況ハ由り醫師及び教誨師をして之を問ハしむることあるべし

第一百十二條 罰則ハ處せられたる者改換の状著る、ときハ之を免することを得
第一百十三條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者監署の命令ハ違背したるときハ七日以下之を拘置することを得



大日本教育會書籍館

一	六	一	一
冊	號	架	函